

専決処分の報告について

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月21日提出

秦野市長 高橋 昌和

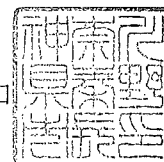


専 決 処 分 書

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「建築基準法」の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成 12 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 68 条中「法第 85 条第 5 項又は第 6 項」を「法第 85 条第 6 項又は第 7 項」に改める。

別表第 5 第 9 号ア中「法第 85 条第 5 項」を「法第 85 条第 6 項」に改め、同号イ中「法第 85 条第 6 項」を「法第 85 条第 7 項」に改め、同表第 50 号ア中「法第 87 条の 3 第 5 項」を「法第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同号イ中「法第 87 条の 3 第 6 項」を「法第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

報告第14号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(仮設建築物に対する制限の緩和)	(仮設建築物に対する制限の緩和)
第68条 <u>法第85条第6項又は第7項</u> に規定する仮設建築物については、第5条から第8条まで、第21条から第23条まで、第30条、第4章第7節、第50条から第54条まで及び第5章の規定は、適用しない。	第68条 <u>法第85条第5項又は第6項</u> に規定する仮設建築物については、第5条から第8条まで、第21条から第23条まで、第30条、第4章第7節、第50条から第54条まで及び第5章の規定は、適用しない。
別表第5 (第64条関係)	別表第5 (第64条関係)
建築許可等申請手数料	建築許可等申請手数料
(1) - (8) (略)	(1) - (8) (略)
(9) 仮設建築物建築許可申請手数料	(9) 仮設建築物建築許可申請手数料
ア <u>法第85条第6項</u> の規定によるもの	ア <u>法第85条第5項</u> の規定によるもの
120,000円	120,000円
イ <u>法第85条第7項</u> の規定によるもの	イ <u>法第85条第6項</u> の規定によるもの
160,000円	160,000円
(10) - (49) (略)	(10) - (49) (略)
(50) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料	(50) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料
ア <u>法第87条の3第6項</u> の規定によるもの	ア <u>法第87条の3第5項</u> の規定によるもの
120,000円	120,000円
イ <u>法第87条の3第7項</u> の規定によるもの	イ <u>法第87条の3第6項</u> の規定によるもの
160,000円	160,000円

(51) (略)

附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。

(51) (略)